

コロナ関係資料

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間の生活保護業務の取扱いについては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。なお、その他の区域及び期間においても、組織的な判断の下、同様に取り扱いいただいても差し支えありません。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方お願いします。

記

1 保護の申請相談、訪問調査等における対応について

(1) 申請相談について

生活保護の申請相談にあたっては、保護の申請意思を確認した上で、申請の意思がある方に対しては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、その他の保護の決定実施及び援助方針の策定に必要な情報については、後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫されたい。また、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限とするようにされたい。

なお、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課 地

域福祉課生活困窮者自立支援室連名事務連絡。以下「事務連絡」という。)の「3 適切な保護の実施」にあるとおり、面接時の適切な対応（保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきこと等）、速やかな保護決定等については、引き続き特に留意されたい。

(2) 訪問調査活動について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という）第12の1の(2)における訪問計画に基づく訪問については、当分の間、緊急対応等最低限度必要なもののみ実施することとされた。なお、予定されていた訪問を延期する場合、電話連絡等により生活状況等を聴取するなど、できる限り生活状況の把握に努め、臨時訪問の要否についても確認されたい。

局長通知第12の1の(1)における申請時等の訪問及び局長通知第12の1の(3)における臨時訪問等やむを得ず訪問を実施する必要がある場合には、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における留意点について」（令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を参考に、十分に注意を払った上で行われたい。なお、訪問の際の調査の内容は実地に確認等が必要な事項に限定し、その他の事項等については、後日電話等により聴取する等、訪問時間が長時間にならないように工夫されたい。

(3) 面接について

生活保護受給者に福祉事務所への来所を求めて面接することは、緊急を要する場合のみに限定するとともに、やむを得ず面接を実施する場合には、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

(4) 訪問・面接等における感染拡大防止のための取組について

訪問調査活動、面接等の機会において、地域における要請の状況等を踏まえ、被保護者に対して感染拡大の防止のための行動を促すよう努めていただきたい。

また、受給相談、面接等の待機場所についても、感染拡大の防止に配慮した対応を行っていただきたい。

2 保護の要否判定等における留意事項について

(1) 稼働能力の活用について

局長通知第4において、稼働能力を活用しているか否かについては、実際に稼働能力を活用する場を得ることができるか否かについても評価することとしているが、緊急事態措置の状況の中で新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は、緊急事態措置期間中、こうした判断を留保することができることとする。

(2) 一時的な収入の減により保護が必要となる場合の取扱いについて

今般、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、緊急事態措置期間経過後には、収入が元に戻る者も多いと考えられることから、保護の適用に当たっては、下記の点等について留意すること。

- ・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局長保護課長通知)第3の問9-2に準じて保有を認めるよう取扱うこと。なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて差し支えない。
- ・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合であっても、2(1)の趣旨も踏まえ、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等は行わなくて差し支えないこと。また、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様に考えていただいて差し支えない。

3 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

失業等により居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合の支援については、事務連絡の3-(3)に基づき、引き続き適切に行われたい。

なお、一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、これによりがたい場合は、厚生労働省社会・援護局保護課宛て協議すること。

4 医療扶助における医療券方式の取扱いについて

医療扶助の決定については、医療扶助運営要領により対応いただいているところであるが、当面の間、被保護者が福祉事務所を訪れることなく手続きできるよう配慮した形で実施することとして差し支えない。具体的な対応例としては、被保護者からの医療扶助申請は基本的に電話連絡等で受け付け、特段の事情がない限りこの申請をもって医療券の発行を待たずに医療機関の受診を認め、その旨医療機関に連絡し、要否意見書や医療券の交付は、後日、被保護者を介さずに医療機関と福祉事務所とが直接やり取りするといったような対応が考えられる。

この他、令和2年3月4日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」にて示した、医療券の提出ができない場合の対応についても引き続き同様の取扱いとする。

こうした医療扶助に係る取扱いについて、従来の取扱いからの変更となる場合には、管内医療機関に周知されたい。

また、医療券の発行に当たっては、令和2年2月17日付けで発出した「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」別添の内容を踏まえ、必要に応じて帰国者・接触者相談センターへの相談を促すなどの対応をいただきたい。

5 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、事務連絡の2において依頼しているところであるが、自立相談支援機関において生活保護が必要と判断される者を福祉事務所につなぐ場合や、福祉事務所において生活困窮の端緒を把握して自立相談支援機関につなぐ場合については、本人の同意を得た上で、各担当において把握している情報等について事前に提供するなど、相談者に対し効果的かつ継続的な支援が提供されるよう、引き続き緊密な連携に留意されたい。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局保護課

電話：03-5253-1111

1～3, 5 保護係（内線2826）

4 医療係（内線2829）



事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 26 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言については、令和2年5月25日をもって、全都道府県において解除となりました。

緊急事態宣言に係る対応については、別添1「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「4月7日付事務連絡」という。）、別添2「緊急事態宣言の期間延長を踏まえた生活保護業務等における留意点について」（令和2年5月8日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「5月8日付事務連絡」という。）によりお示ししていたところです。緊急事態宣言解除後においても、引き続き感染防止の取組が必要であり、直ちに元のように経済活動が行われるものではないと考えられることから、改めて、現下の状況における生活保護業務等の取扱いについて下記のとおりお示ししますので、ご了知の上、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。なお、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

記

- 1 適切な保護の実施等について
(1) 面接時の適切な対応の徹底について

面接時の適切な対応については、別添3「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局保護課長・同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡。以下「3月10日付事務連絡」という。）の3の（1）、5月8日付事務連絡の1、2及び3においてお示ししている。改めてこれらをご参照の上、保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、適切な取扱いを徹底されたい。

（2）速やかな保護決定について

生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要があり、こうした場合の速やかな保護決定について、3月10日付事務連絡の3の（2）においてお示ししている。改めてご参照の上、可能な限り速やかな保護決定に努められたい。

（3）現下の状況における面接相談及び訪問調査活動に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請相談、訪問調査活動及び窓口における面接時の対応については、4月7日付事務連絡の1においてお示ししている。これらについては、当該地域の感染状況等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、引き続き同様の対応をとっていただいで差し支えない。

なお、訪問調査活動及び窓口における面接を実施する場合であっても、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

2 現下の状況における保護の弾力的な運用について

（1）保護の要否判定等における留意事項について

現下の状況における保護の要否判定等における留意事項については、4月7日付事務連絡の2においてお示ししているところであるが、緊急事態宣言解除後においても、それぞれの地域において直ちに元のように経済活動が行われるものではないと考えられ、就労の場の確保や収入が元に戻るまでには、今後一定の期間を要することが想定される。このため、緊急事態宣言解除後も引き続きこれらと同様の考え方のもと実施いただきたい。

（2）一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

失業等により居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合の支援については、3月10日付事務連絡の3の（3）、4月7日付事務連絡の3においてお示ししている。緊急事態宣言解除後においても、引き続きこれらに基づき実施いただきたい。

なお、一時的に民間宿泊施設等を利用している場合には、より適切かつ安定的な住居、

施設への転居に向けた支援を併せて実施いただきたい。

3 医療扶助における医療券方式の取扱いについて

現下の状況における医療扶助における医療券方式の取扱いについては、4月7日付事務連絡の4においてお示ししている。これについては、当該地域の感染状況等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、引き続き同様の対応をとっていただいで差し支えない。

4 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、3月10日付事務連絡の2、4月7日付事務連絡の5においてお示ししているところであり、引き続きこれらに基づき緊密な連携に留意されたい。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局保護課

電話：03-5253-1111

1、2、4 保護係（内線2826）

3 医療係（内線2829）

事務連絡
令和2年4月7日

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県 民生主管部（局） 御中
及び福岡県並びにこれらの都府県管下の指定都市及び中核市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について
(一時的な居所の確保等について)

今般の新型コロナウイルス感染症に関する生活保護及び生活困窮者自立支援制度の運用については「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」(令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)等において適切な対応をお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

この緊急事態宣言に係る特定都道府県知事は、同法第42条第2項に基づき、多数の者が利用する施設の管理者等に施設の利用の制限又は停止等を要請することができます。また、こうした要請に至らない場合においても、各事業者が自主的に営業を停止することも想定されます。こうした事態に関して、生活保護及び生活困窮者自立支援制度所管部局として、以下のとおり対応をお願いいたします。併せて、都道府県におかれては管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び実施機関に対し周知方お願いします。

記

- 1 インターネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、温浴施設等の利用の制限又は停止等に関する対応

(1) 部局間連携を通じた居住が不安定な方への配慮

各都道府県においては、緊急事態宣言に係る施設の利用制限を担当する部局と連携を密にし、インターネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、温浴施設等の居住が不安定な方の一時的な居所となっている可能性のある施設の利用の制限又は停止を要請する場合、こうした居住が不安定な方の居所の確保に十分配慮した対応を行うよう、お願いいたします。また、こうした対応の状況について、管下の市町村への情報共有等をお願いいたします。

(2) 宿泊場所の確保と入所等

各都道府県におかれては、管下の市町村の一時生活支援事業のシェルター等の利用状況等を確認して、宿泊場所として活用可能な場所が管内全体でどの程度あるかを把握していただくようお願いします。

現状の宿泊場所だけでは不足が見込まれる場合等には、管下の市町村と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の枠組みを活用して、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等に加え、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の確保を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、管内の市町村と連携し、居住が不安定な方に対して、住まいをはじめとする生活の困りごとについて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関に相談するように伝えるとともに、希望者に対しては確保した宿泊場所に入所し、必要に応じて衣食の提供がなされるように調整をお願いします。

仮に、一部の自治体で宿泊場所の不足が生じた場合に備えて、例えば、他の自治体の宿泊場所を活用するなど、都道府県が中心となって調整を行う枠組みなどについても検討いただくようお願いいたします。

(3) 住居確保給付金の活用

各自治体においては、上記に加え、本日別途事務連絡「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」でお知らせしているとおり、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給要件が緩和されますので、安定的な居住の確保に向けて、同給付金の積極的な活用をお願いいたします。

(4) 生活保護との連携

こうした居所が不安定な方が生活保護の申請を行うことも想定し、民間宿泊所、ビジネスホテル等の確保についても、引き続き対応をお願いいたします。また、居宅での生活が難しく、保護施設等への入所が必要な方については、近隣施設の空き状況を把握しつつ、施設入所を行う等の対応をお願いいたします。

保国発 0501 第 1 号
令和 2 年 5 月 1 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する令和 2 年度国民健康保険（組合）災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）の交付基準については、別途通知する交付要綱等によるほか、別紙 1 及び別紙 2 のとおり取り扱うこととし、また、特別調整交付（補助）金の交付基準については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）第 6 条及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号）第 14 条の規定に基づき、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めることとしたので、当該基準を踏まえて、できる限り速やかに保険料（税）の減免に係る周知広報や申請受付を開始していただきますよう、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただくかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

(別紙1)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による市町村保険者の国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯に係る保険料(税)について、市町村が条例に基づいて行った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料(税)の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

【要件】

- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。
- iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料(税)額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額($(A \times B / C) \times (d)$)

//

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料（税）額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料（税）減免額}$ $(A \times B / C)$
--

【表 1】

$\text{対象保険料（税）額} = A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額 B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 （減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料（税）額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料（税）軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料（税）軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料（税）の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料（税）の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料（税）軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料（税）軽減制度による軽減前の所得を用いること。

12

(2) 減免の対象となる保険料（税）

減免の対象となる保険料（税）は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（税）であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

なお、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料（税）とすること。

3 保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援について

国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付要綱及び特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 令和元年度分の保険料（税）であつて、令和2年2月1日以後に納期限がある保険料の減免を行った場合に、その10分の10に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (2) 令和2年度分の保険料（税）であつて、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合に、その10分の6に相当する額を国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (3) 4方式を採用している市町村の場合、条例に基づいて固定資産税の課税免除を実施した場合の保険料（税）の資産割の減収分についても交付対象とすること。
- (4) この取扱いは、令和2年度までとすること。

国民健康保険に加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染等して就労することができず給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します

ページ番号：499904 2020年4月23日

国民健康保険に加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染等して就労することができず給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します。

国民健康保険に加入の被用者（給与の支払いを受けている方）が、仕事を休みやすい環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、就労することができず給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します。

支給にあたっては、次のとおり申請が必要です。

1 対象者

次の3つの条件をすべて満たす方

- 国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）であること。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために就労することができなくなったこと。
- 給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。

2 支給対象期間

就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から就労することができない期間のうち、就労を予定していた日

3 支給額の計算方法

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 3分の2 × 就労を予定していた日数

(注) 就労することができなかった期間に給与等の一部が支払われている場合、その支払われている額が、上記で算定した支給額より少ないときはその差額を支給します。

(上記で算定した支給額より多い場合は支給することができません。)

(注) 1日あたりの支給額には上限があります。

4 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため就労することができない期間

(ただし、入院が継続するときなどは最長1年6月まで)

5 申請

申請書、事業主の証明書、医師の意見書（医療機関を受診したとき）等が必要となりますが、事前に電話でご相談ください。

ご相談、お問合せ先電話番号：福祉局生活福祉部保険年金課給付グループ 06-6208-7983

国民健康保険傷病手当金支給申請書

【様式1】国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）(PDF形式, 115.87KB)

【様式1】国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）(XLSX形式, 28.58KB)

事務連絡
令和2年4月9日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険
の第一号保険料の減免に対する財政支援について

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条の規定に基づき、市町村（特別区を含む。）はその判断により介護保険料（以下「保険料」という。）の減免を行うことができることとされているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、財政支援の対象となる保険料の減免の取扱い等について下記のとおり連絡しますので、貴管内保険者への周知等よろしくお願いします。

記

I 財政支援の対象となる保険料の取扱い

- 1 財政支援の対象となる保険料の減免の基準については、別紙とする予定であること。
- 2 保険料の減免については、各保険者が条例に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例に対応する規定がない場合は、条例を整備すること。
- 3 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

II その他保険料の取扱い

介護保険法第 135 条第 1 項の規定に基づき、災害等により保険料徴収の猶予が行われる場合等、特別徴収を行うことが困難な場合は、同法第 139 条第 1 項の規定に基づき第一号被保険者のうち当該者の保険料を普通徴収の方法による納付への変更が可能である。

(別紙)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者に係る保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の介護保険の第一号被保険者について、介護保険法第142条の規定に基づき定める条例により市町村が行ったものとする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第一号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、①を適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第一号被保険者

【要件】

i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した第一号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $(A \times B / C) \times d$

【減免額の計算式】

対象保険料額	×	減額又は免除の割合	=	保険料減免額
$(A \times B / C)$		d		



【表 1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

(2) 減免の対象となる第一号保険料

減免の対象となる第一号保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

なお、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とすること。

3 第一号保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 2に示す基準により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある第一号保険料の減免を行った場合には、その全額を財政支援する予定であること。
- (2) この取扱いは、令和2年度までとすること。

国 住 備 第 1 0 号
令 和 2 年 4 月 7 日

各都道府県・政令市住宅担当部長 殿

国土交通省住宅総合整備課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い住宅を失った者の公営住宅への入居について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公営住宅を活用した住宅困窮者への支援については、これまでもお願いしているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる者に対する目的外使用等による公営住宅の入居についても、引き続き、平成20年12月18日付国住備第85号により対応されるようお願いします。

なお、この場合の地方整備局等への報告については、今後、別記様式を用いて差し支えないものとします。

このほか、公営住宅等入居者、入居希望者に係る対応及び情報提供については、当職からの令和2年3月11日付事務連絡、3月23日付事務連絡及び4月7日付事務連絡を踏まえ、引き続き、適切な対応をお願いします。

また、貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

1. 住宅喪失者への府営住宅の提供（案）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇い止めにより住宅の退去を余儀なくされる府民に対し、当座の住居を確保できるよう、目的外使用により緊急入居用の府営住宅を提供

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○戸 数 100戸程度（300戸まで順次拡大予定） ○使用期間 6カ月以内（最長1年） ○使用料 4,000円/月、共益費免除 ○募集開始 令和2年4月20日（月）（咲洲庁舎 住宅経営室で受付） | <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等（緊急事態宣言以降）により、住宅の退去を余儀なくされる府民（単身入居可） ・申込者が大阪府内に在住または在勤 ・申込者及び同居しようとする者が、暴力団員でないこと |
|--|---|

（参考：リーマンショック時の離職者向け府営住宅の提供【H20～】）

- ・国通知に基づき離職退職者に対する公営住宅の目的外使用
- ・府営夕陽ヶ丘住宅（集約建替えにより従前入居者移転済み）41戸を提供
- ・使用料4,000円/月、共益費免除、使用期間6カ月以内（1回に限り更新可）

（参考：令和2年4月7日付け国土交通省住宅総合整備課長通知）

- ・新型コロナの影響による解雇等に対しても、リーマンショック時の通知を適用し、目的外使用による公営住宅入居について対応するよう要請

2. 府営住宅入居者の収入減少への対応（既実施）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇・倒産・休業・退職等により、収入が著しく減少した府営住宅入居者について、家賃を減額

方 策	家賃減免・猶予	収入更正
制 度	<ul style="list-style-type: none"> ○「収入分位1」区分（認定月収104,000円以下）で、「収入認定相当額」が「最低生活費認定相当額」（生活保護基準に準じて算定）を下回る世帯について基本家賃の1/2を下限として家賃を減免（1年更新） ※生活保護で長期入院中の場合（⇒住宅扶助が停止）は全額免除 家賃が住宅扶助限度額を超える場合はその差額を免除 ※条例上は、猶予も可能であるが、家賃減免の制度があるため、猶予は実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度途中において、退職、失職、転職等で給与等収入が減少し、収入分位が下がる場合に、収入の更正を行い、家賃額を減額修正 ※収入減少は、退職、失職、雇用形態の変更等を要件としており、時間外手当が減った場合などは対象外
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ○申請時の直近1年間の収入（非課税含む）総額をもとに、新型コロナ関係での減収額を反映させた収入額で審査（現行の運用で対応可） 	<ul style="list-style-type: none"> ○収入減少の要件を緩和し、新型コロナ関係で減収した額を反映させた収入額で審査（マニュアルを改正済）

20

解雇された派遣社員等を対象とする市営住宅入居者募集要領

昨今の厳しい経済状況や雇用失業情勢を踏まえ、今後、解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により社宅又は寮等の住宅（以下「社宅等」という。）の退去を余儀なくされ、緊急に住宅確保を必要とされている方に対応するため、次の要領により市営住宅入居者募集を実施しています。

※令和2年4月7日に行われた新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を踏まえ、大阪府知事による要請により、インターネットカフェ、漫画喫茶その他の居住の不安定な者の一時的な居所となっている施設（本市の区域内にあるものに限る。）の利用が制限又は停止される等に伴い居所を失った者で、緊急に当該施設に代わる居所の確保を必要とされている方（以下「ネットカフェ等利用困難者」という。）につきましても申込が可能となりました（令和2年4月22日より受付開始）。

1 受付日時・場所

先着順に随時申込み受付を行っています。

まずは、「8 相談窓口」までお電話でお問い合わせください。

2 入居者資格

次の①～③の要件の全てに該当すること。ただし、ネットカフェ等利用困難者に該当する旨を「6 提出書類」(2)に掲げる書類等により確認できた方については、①及び②の要件を具備したものとみなします。

①解雇等により社宅等の退去を余儀なくされている方であること（ただし、当該社宅等を退去した日から1月を経過していない方を含む。）

②①の社宅等が大阪市内にある方、又は解雇等（解雇等の予告を含む。）された事務所若しくは事業所（解雇等された方が実際に就労していた事務所又は事業所（解雇等の予告を受けている方は、その方が現に就労している事務所又は事業所）が大阪市内にある方であること

③入居者及び現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

※なお、同居しようとする方がある場合、その方は申込者の親族に限ります。

3 申込み

(1) 申込みは、1世帯1申込みに限ります。

(2) 住戸選定後に住宅等の変更はできません。

(3) 次のような場合は、申込みを無効とします。

①申込資格がない場合

②申込書の記載事項が事実と相違したり、事実であることの確認ができない場合

(4) 次のような場合は、使用の決定又は許可を取り消すことがあります。

①偽りその他不正の手段により入居の決定又は許可を得たとき

2/

- ②本市の指定する期日までに入居手続を行わないとき
- ③正当な事由なく指定された期日までに入居しないとき

4 募集住宅

別紙「募集住宅一覧」のとおり

5 入居期間等について

(1) 入居期間

入居された日から1年間とします。(住宅に困窮する事情等を勘案して特に必要があると認めるときただし、事情をお聞きし、必要な場合には1年間延長します。なお、期間の延長を希望される場合は、入居後1年が経過する日の1月前までにその旨を申し出て、市長の許可を受けなければなりません。)

(2) 家賃

別紙「募集住宅一覧」のとおり

◇申込み日現在入居される方全員に収入がない場合は、「募集住宅一覧」の家賃額欄の最低額が負担家賃額となります。

◇入居される方のいずれかに収入がある場合の家賃額については「8 相談窓口」までお問い合わせください。

※入居後、特に収入が少なくなり、家賃の支払いが困難になった場合には、本市が定める基準に該当すれば家賃の減免を受けることができます。

(3) 敷金

免除します。

(4) 共益費等の費用負担

光熱水費及び居住者が共同で使用する部分に要する費用(共益費)は入居者の負担となります。

(5) 禁止事項等

- ①市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはいけません。
- ②市営住宅を定められた用途以外の用途に使用してはいけません。
- ③市営住宅を模様替えし、又は増築してはいけません。(入居者が当該市営住宅を明け渡す際に自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件として、市長の承認を得たときを除きます。)
- ④市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。(市営住宅内では、犬・猫などのペットの飼育はできません。)

6 提出書類

住宅選定後、入居契約時までに次の書類を提出していただきます。

(なお、入居事由により提出いただく書類が異なる場合がありますので、お申し込みをご検討の場合は、事前に「8 相談窓口」までお問い合わせください。)

(1) 解雇等により社宅等の退去を余儀なくされている方の場合

①解雇等されたことを証する書類

解雇通知等

②社宅等からの退去を余儀なくされていることを証する書類

<解雇等により社宅・寮等の退去を余儀なくされている方>

社宅・寮等の退去通知等

<解雇等に伴う収入減等(失業等給付を受給できない場合等も含む。)により現に居住している住居の退去を余儀なくされている方>

賃貸借契約書、家賃引落し口座の通帳の写し、給与明細、失業等給付の申請書(離職理由等)等

③住民票の写し(入居家族全員の続柄記載のあるもの)・・・1通<市外居住の方>

◇本市にお住まいの方は原則不要ですが、本市の庁内連携で住民情報が確認できない場合には、住民票の写しを提出していただきます。

◇入居予定家族全員の続柄が証明できない場合、又は呼び寄せ家族がある場合は、続柄を証明できる戸籍謄本も必要です。

◇内縁関係にある方は、続柄欄に「未届の妻」又は「未届の夫」と記載されていなければなりません。

※住民票の写し・登録原票記載事項証明書・戸籍謄本等は、すべて3ヶ月以内に発行されたものが必要です。

④収入(所得)を証明する書類(無職の方も必要です。)

最新年度の住民税課税証明書(所得金額及び扶養親族・特別控除記載のもの)・・・各1通

◇直近の住民税課税年度の1月1日時点で市外に居住されていた方は「住民税課税証明書」が必要です。

◇なお、直近の住民税課税年度の1月1日時点で大阪市内に居住されていた方は原則として不要ですが、本市の庁内連携で市府民税の課税情報が確認できない場合には、「住民税課税証明書」を提出していただきます。

◇住民税課税証明書は、市区町村長の発行する所得証明書です。窓口で「全項目記載」とお申し出ください。

◇入居予定家族で15歳以上(学生・無職の方も含む。)の方は、所得の有無にかかわらず必要です。

◇生活保護を受けておられる方は、生活保護適用証明書(各区保健福祉センター発行)

◇2月から5月に申込みされる場合は、別途次の書類が必要です。

<給与所得のみの方>
源泉徴収票原本(前年1月から12月分の所得記載のもので事業所印のあるもの)・・・1通

<事業所得等の方>
確定申告書(控)(前年1月から12月分の所得記載のもので税務署受付印のあるもの)・・・1通
※申込みが確定申告の受付開始日以前の場合は「8 相談窓口」お問い合わせください。

<年金所得の方>(遺族年金・障害年金等非課税の年金を除く)
社会保険庁発行の源泉徴収票原本(前年1月から12月分の年金受給金額記載のもの)・・・1通

⑤誓約書

申込者本人、及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係を含む。)が、大阪市営住宅条例を遵守すること及び暴力団員でないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。用紙については、契約書類を送付する際に同封しますので、趣旨をご理

解いただき、署名・捺印のうえご提出ください。

(2) ネットカフェ等利用困難者の場合

・ 上記(1)の③～⑤に掲げる書類

なお、③を提出できない方は、本人確認書類(コピー)(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、障がい者手帳等など)が必要となります。

・ 申立書(本市所定の様式)

・ 市内にあるネットカフェ等の施設を居所としていたことが確認できる書類

原則として、利用施設の会員証及び利用時の領収書(レシート)(ただし、大阪府知事による休業要請があった日〔令和2年4月14日〕前1か月以内の利用分に限る。)

7 申込み受付後の予定

- (1) 申込み受付後、1週間程度で契約書類(入居者調書等)を送付します。

このとき、鍵渡し予定日を通知します。

- (2) 契約書類が手元に届きましたら、同封の案内書にしたがい、契約書類への必要事項の記入・押印のうえ、大阪府都市整備局住宅部管理課(市営住宅入居契約担当)まで郵送願います。

<お送りいただく書類>

① 契約書類(入居者調書等)

② 「6 提出書類」で該当する書類

※なお、書類不備等がある場合は契約できませんのでご了承ください。

<郵送先>

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪府都市整備局 市営住宅入居担当 あて

- (3) 契約が終わりましたら、入居承認書と鍵渡し引換書類を郵送いたします。あらかじめ通知した鍵渡し予定日以降に、担当の住宅管理センター(鍵渡し引換書類に電話番号や地図を記載します。)にて鍵をお渡します。

(鍵を受け取りに来られる日の前日に住宅管理センターまでお電話をお願いします。)

※入居いただく住戸については空家補修済みですが、空家補修は日常生活に支障のない最低限のものとなっておりますので、あらかじめご了承ください。

8 相談窓口(月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時30分まで)

大阪府住まい公社 募集担当 ☎ 06-6882-7024

北区天神橋6丁目4番20号(大阪府立住まい情報センター5階)

24

(大阪市)

家賃減免制度等について

1. 家賃減免（福祉減免）

公営住宅、改良住宅等の入居者で収入が著しく低額となり、家賃の全額を負担することが困難な場合には、入居者からの申請に基づき、家賃の減免を行っている。今回、新たに新型コロナウイルス感染症の影響による収入減となる入居者を対象に次のとおり特別対策として取り扱う。

従来の対象

区分1（入居者の政令月収が104,000円以下）で収入認定額を支出基準額で除した値が1未満のもの

収入認定額：継続的な課税対象となる収入及び課税対象とならない年金、手当等
の収入の直近1年間の合計額から入居者の直近1年間の医療費を控除した額

ただし、退職又は転職等により過去1年間における所得が異なる場合は、これまでの収入は算入しないこととし、新たに得ることとなった収入についてのみを認定の対象とする。

支出基準額：生活保護基準に準じた扶助額及び加算額の合計に1.2を乗じ得た額に、入居している住宅の家賃の年額を加えた額



新型コロナウイルス特別対策として、入居者を最大限救済するため、収入認定にあたり直近3カ月間の最低の月収額を1年間の収入に換算する

従来の期間

1年以内。ただし、給与等の支払いがまだなされていない場合などは暫定措置として、減免期間を3カ月としている。



新型コロナウイルス特別対策として3カ月間。緊急事態宣言が終了するまで更新可能

2. 収入の再認定

公営住宅、改良住宅等の入居者で収入認定後に失職、転職等の理由により収入が減少し、又は無収入となった場合、入居者からの申請に基づき、収入の再認定を行っている。今回、新たに新型コロナウイルス感染症の影響による収入減となる入居者を対象に次のとおり特別対策として取り扱う。

従来の対象

収入変動後の収入認定額に基づく収入区分



新型コロナウイルス特別対策として、入居者を最大限救済するため、収入認定にあたり直近3カ月間の最低の月収額を1年間の収入に換算する

※

従来の期間

年度末まで



新型コロナウイルス特別対策の場合も同様